

神田駿河台一丁目西部地区
 計画決定年月日 平成7年11月8日
 告示番号 区告第119号

名 称	神田駿河台一丁目西部地区地区計画	
位 置	千代田区神田駿河台一丁目および神田小川町三丁目各地内	
面 積	約 2.7 ha	
区 域 の 整 備 ・ 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針	地区計画の 目 標	<p>「お茶の水=大学の街、文化の街」として知られている神田駿河台地区の伝統・雰囲気・環境を活かしつつ、都心における複合教育文化地区として、歩行者空間の充実・コミュニケーション空間の導入、さらに開かれた学園市街地としてオープンキャンパスの形成を図る。</p> <p>また、文化の街に調和した宿泊施設等が共存しバランスのとれた空間の形成をめざす。あわせて、本地区内の交通網の整備をめざす。</p>
	土地利用の 方 針	<p>業務地化の進展を抑制しつつ、教育・文化・宿泊施設等の継続・高度化を図り、都心居住者並びに在勤者が必要とする文化機能・生涯教育機能を備え、さらに公開的な空間を確保し、魅力ある都市環境を生み出す。</p>
	地区施設の 整備方針	<p>①歩行者空間の充実 道路に沿って歩道状空地を確保し、歩道と一体となった歩きやすい空間を整備する。また、通り抜け通路、広場、ペDESTリアンデッキ等による連続的な歩行者空間の確保を図り、地域の歩行者ネットワークの整備を図る。</p> <p>②コミュニケーション空間の導入 地域の人々の交流と憩いの場として広場等を設ける。</p> <p>③駐車場の整備 一時預かり系の駐車場を確保し、一般利用の利便性を確保する。</p>
	建築物等の 整備方針	<p>①魅力ある街並みの形成 個性ある街並み形成と快適な歩行者空間を創出するため、壁面の位置の制限及び垣、さくの制限を行いつつ、積極的に植栽に努める。</p> <p>④文化機能の維持・発展 歴史ある都心の教育文化の街にふさわしい意匠にする。</p> <p>⑤オープンキャンパスの形成 教育文化施設は地域に開放されるよう配慮する。</p>

地 区 整 備 計 画	位 置	千代田区神田駿河台一丁目地内					
	面 積	約2.3ha					
	地区施設 の配置 及び規模	公 場	広	名 称	面 積	備 考	
				広 場 1 号	約600㎡	新 設	
				広 場 2 号	約400㎡	新 設	
		共 空 地	歩道状空地貫通通路	名 称	幅 員	延 長	備 考
				A	4m	約100m	新 設
				B	3m	約160m	新 設
				C	3m	約 50m	新 設
				D	4m	約100m	新 設
				E	3m	約150m	新 設
	F			3m	約 30m	新 設	
名 称	幅 員			延 長	備 考		
貫 通 通 路	3~5m	約 90m	新 設				
建築物に関する事項	壁面の位置 の 制 限	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線または隣地境界線までの距離は、次のとおりとする。 一号壁面 4m以上とする 二号壁面 3m以上とする					
	形態又は 意匠の制 限	教育と文化の街に相応しい色と意匠とすること。					
	垣 又 は さくの構造	道路に面してかき又はさくを設けない。ただし、交通安全対策上必要なものについてはこの限りではない。					

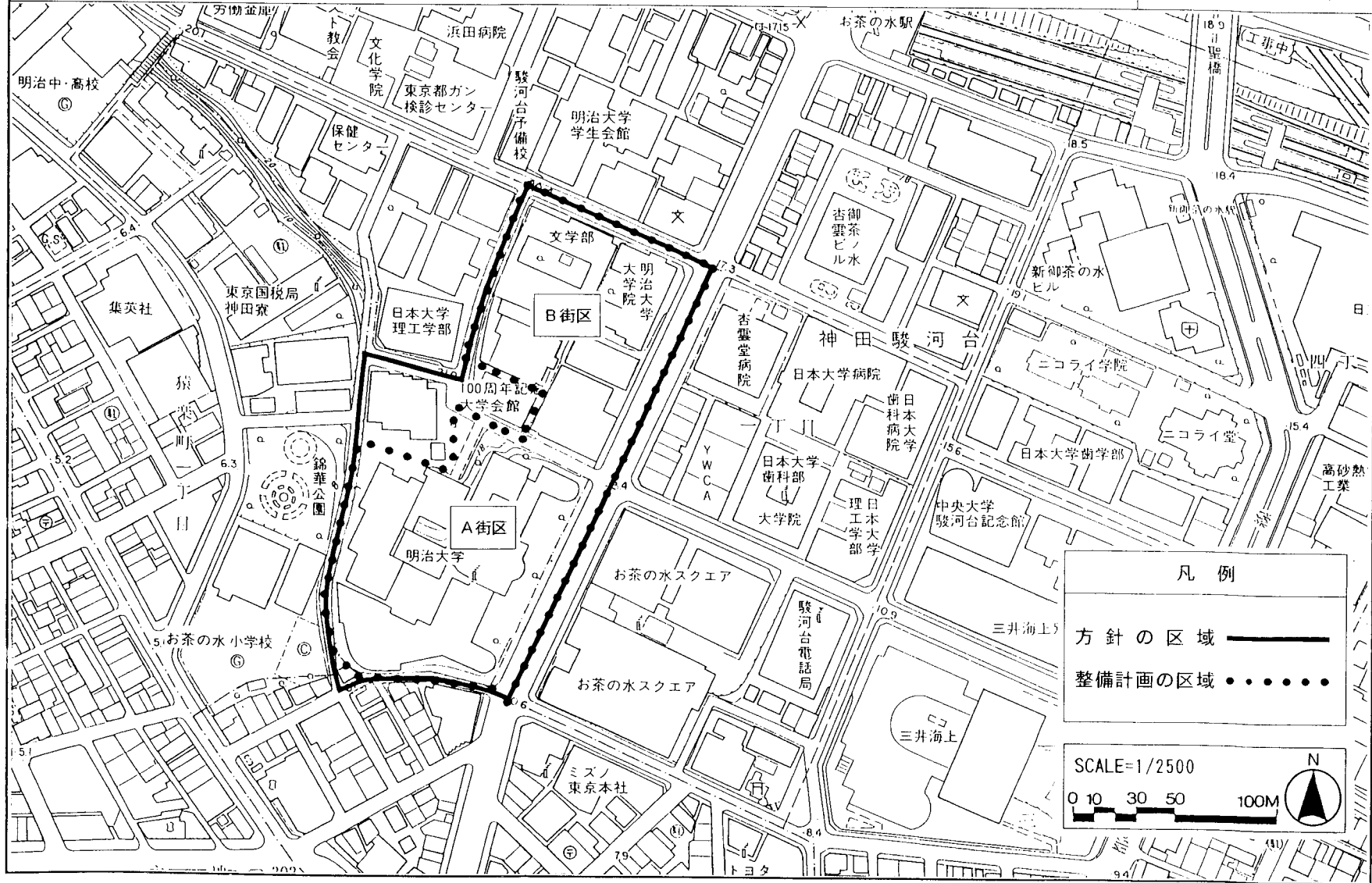
「区域、地区施設の配置及び壁面の位置は計画図表示の通り。」

(理由)本地区計画は、開かれた学園市街地の形成と、文化の街に調和した宿泊施設等が共存した空間の形成を目指し、都市環境の改善を図るために定める。

東京都市計画地区計画神田駿河台一丁目西部地区 (千代田区決定)

千代田区神田駿河台一丁目および神田小川町三丁目各地内

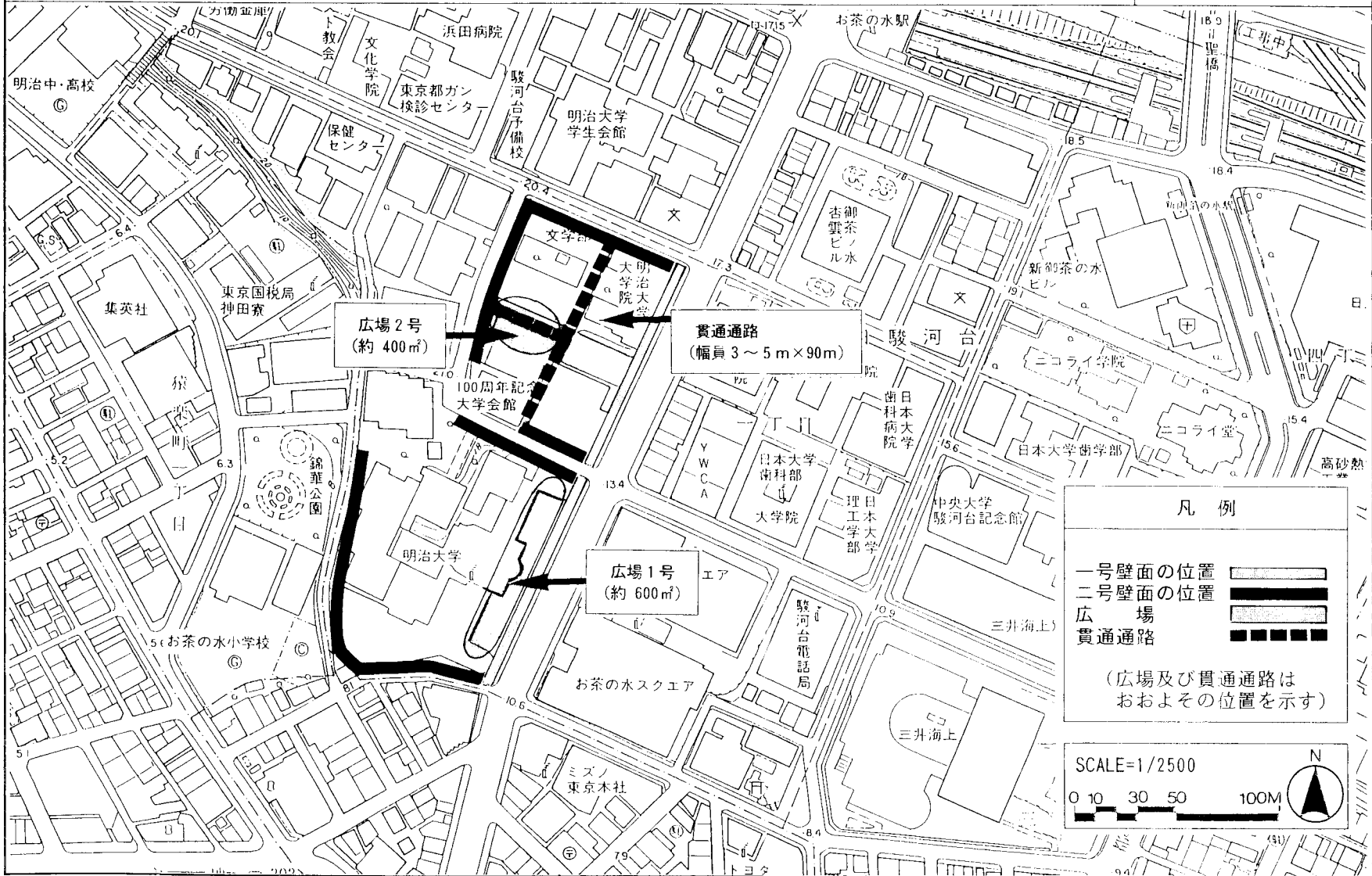
計画図(その1)



東京都計画地区計画神田駿河台一丁目西部地区 (千代田区決定)

千代田区神田駿河台一丁目地内

計画図(その2)



東京都市計画地区計画神田駿河台一丁目西部地区 (千代田区決定)

千代田区神田駿河台一丁目地内

計画図 (その3)

